



広報ひらかわに掲載した各種イベント・教室などは、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合があります。中止・延期の情報につきましては、市ホームページで随時更新しますので、そちらをご覧ください。



## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の手続きは お済みですか？

おしらせ

対象になると思われる世帯の世帯主宛てに、確認書を送付しています。確認書の提出期限は4月19日(火)ですので、お済みでない方は早めに手続きください。

※詳しくは、市ホームページをご覧いただけます。下記までご相談ください。

問 福祉課 福祉総務係

## 春のわくわくおはなし会

募集

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」にちなみ、『春のわくわくおはなし会』を開催します。

▶日時 4月23日(土) 14:00から  
▶場所 文化センター2階 中研修室  
▶対象 幼児・小学生  
▶内容

絵本の読み聞かせ、紙芝居など

▶参加費 無料

▶定員 20人

▶申込期限 4月22日(金)

※新型コロナウイルス感染症予防対策を講じ開催します。

▶申込み・問 平賀図書館

☎ 44-7665



## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ マイナンバーカード交付 申請書を送付します

おしらせ

令和3年10月20日から、一部の医療機関・薬局などでマイナンバーカードを被保険者証として利用できるようになりました。このため、厚生労働省からの依頼により、75歳以上の被保険者の皆さまのうち、令和3年10月31日時点でマイナンバーカードをお持ちでない方に、交付申請書を送付します。(送付時期は3月中旬を予定しています。)

申請手続きについては、マイナンバーグランフリーダイヤル(0120-95-0178)または市役所市民課までお問い合わせください。

なお、マイナンバーカードの取得は任意であり、これまでどおり被保険者証でも受診できます。

問・マイナンバーカードの申請に関するご質問…市民課 市民係  
・保険証の利用に関するご質問…国保年金課 国保係



## 土地・家屋の価格などが 縦覧できます

おしらせ

固定資産税の納税者の方が所有する土地または家屋について、価格が適正に評価されているかを確認していただくために、土地家屋価格等縦覧帳簿により、市内の他の土地または家屋と比較することができます。

▶期間 4月1日(金)～5月31日(火)

▶時間 8:30～17:00

▶場所 税務課(本庁舎2階)

▶縦覧できる方

- ・固定資産税(土地・家屋)の納税者
- ・納税者から縦覧の委任を受けた方

▶持ち物

- ・本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、保険証など)
- ・委任状(委任を受けた方のみ)

問 税務課 固定資産税係

## 2022年度 国家公務員 「国税専門官採用試験」

募集

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

▶対象

- ・平成4年4月2日から平成13年4月1日生まれの方
- ・平成13年4月2日以降生まれの方で次のいずれかの条件に該当する方
  - ①大学を卒業した方または令和5年3月までに大学を卒業する見込みの方
  - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める方

▶受付期間

3月18日(金)～4月4日(月)

▶申込方法

インターネットで次のサイトからお申し込みください。

国家公務員試験採用情報NAVI  
(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

▶第1次試験日 6月5日(日)

問 仙台国税局人事第二課試験研修係

☎ 022-263-1111(内線3236)

人事院東北事務局

☎ 022-221-2022





## 自衛官採用案内

募集

①一般幹部候補生（大卒程度）

▶資格

- ・22歳以上26歳未満の方
- ・20歳以上22歳未満の大卒（見込含む）の方
- ・修士課程修了者などで28歳未満の方

▶受付期限 4月14日(木)

▶試験日 4月23日(土)・24日(日)

②一般幹部候補生（院卒者試験）

▶資格 修士課程修了者など（見込含む）で20歳以上28歳未満の方

▶受付期限 4月14日(木)

▶試験日 4月23日(土)・24日(日)

③幹部候補生（歯科・薬剤科）

▶資格

専門の大卒の方（見込含む）で20歳以上30歳未満の方

※薬剤は20歳以上28歳未満の方

▶受付期限 4月14日(木)

▶試験日 4月23日(土)

④一般曹候補生

▶資格 18歳以上33歳未満の方

▶受付期限 5月10日(火)

▶試験日 5月下旬

⑤予備自衛官補（一般）

▶資格 18歳以上34歳未満の方

▶受付期限 4月8日(金)

▶試験日 4月中旬

⑥予備自衛官補（技能）

▶資格 18歳以上55歳未満で国家免許を有する方

▶受付期限 4月8日(金)

▶試験日 4月中旬

詳しくは、お問い合わせください。

問 自衛隊弘前地域事務所

（弘前市城東中央3丁目9-19）

☎27-3871

## 介護労働講習の受講者 (実務者研修を含む) を募集します

募集

▶開催日

6月1日(水)～11月9日(水)(105日間)

▶時間 10:00～16:30

▶場所 青森市はまなす会館  
(青森市問屋町1-10-10)  
※無料駐車場あり

▶募集人数 40人

▶対象 雇用保険受給者（ハローワークからの受講指示を受けられる方）

▶受講料 無料

（テキスト代、保険料は自己負担）

▶申込期限 5月18日(水)

（定員に満たない場合、延長することがあります。）

問 (公財) 介護労働安定センター  
青森支部  
☎017-777-4331

## B型肝炎訴訟 無料電話相談会

相談

▶開催日 3月26日(土)

▶時間 10:00～18:00

▶内容

B型肝炎被害対策東北弁護団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います。

▶対象

B型肝炎患者またはそのご家族（患者が亡くなられている場合は、その相続人）

▶電話番号

022-224-5135、022-224-5136

※予約は不要です。

問 B型肝炎被害対策東北弁護団  
事務局（小野寺友宏法律事務所内）  
☎0120-76-0152

## 借金に関する相談窓口

相談

相談員が借金の状況などをお伺いし、必要に応じて弁護士などに引継ぎを行います。1人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守。無料です。

▶受付時間

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

8:30～12:00

13:00～16:30

問 東北財務局青森財務事務所理財課  
☎017-774-6488

## 自転車の安全な利用のお願い

おしゃらせ

自転車を利用するみなさん。自転車は車両です。危険な運転によって、重大な事故を起こすおそれがあります。自転車を運転する際は以下のことに気を付けましょう。

①「ながらスマホ」やイヤホンの使用、傘さし運転などの危険行為は絶対にやめましょう。

②原則として車道左側を走行するなど、交通ルールを守りましょう。

また、万が一に備えて、保険に加入することが大切です。

県の条例により、令和3年7月から自転車保険への加入が努力義務となりました。自転車保険には、自転車のT5マーク付帯保険のほか、自動車保険や火災保険の特約で付帯されているものなど、様々な種類があります。まずはご自身やご家族が保険に加入しているかどうかを確認し、加入していない場合には、この機会にぜひ加入をお願いいたします。

問 総務課 消防防災係

有料広告



内科・消化器内科  
**花田 医院**



平川市尾上栄松286 TEL:0172-57-3528

日本内科学会 総合内科専門医

日本消化器内視鏡学会 消化器内視鏡専門医 院長 花田 直之

当院では、日本人に多い胃腸のがんの早期発見のため、胃・大腸内視鏡検査を行っております。



**ACS** 株式会社 青森電子計算センター

〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270

地球にやさしい  
情報化社会  
をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303  
FAX 017-761-5313

有料広告



## 4月1日から成年年齢が18歳になります

法改正に伴い、4月1日から成年年齢が18歳になります。市民課で取り扱う届出関連が変更となりますので、手続きの際はご留意ください。

### 【市民課内の変更となる手続き】

- ①10年パスポートの取得年齢が18歳に引き下げられます。(18歳未満が取得できるのは5年パスポートのみです。)
- ②マイナンバーカードの有効期間の基準年齢が18歳に引き下げられます。  
→現在は20歳未満が5年間、20歳以上が10年間ですが、改正後は18歳未満が5年間、18歳以上が10年間になります。
- ③戸籍の届出のうち、次の届出の年齢要件が18歳になります。  
→婚姻、認知された子の国籍の再取得、帰化、重国籍者の国籍選択、国籍留保をしなかった者の国籍の再取得ができます。

問 市民課 市民係

## ペットボトルの分別方法について

ペットボトルを資源物として出す際は、**キャップやラベルを必ず外しましょう**。手間がかかるですが、リサイクルの推進につながりますので、ご協力をお願いします。



問 市民課 環境衛生係

Fire station news

## 消防署NEWS.

### 春の火災予防運動

～おうち時間 家族で点検 火の始末～



4月11日から17日まで、県下一起に春の火災予防運動が実施されます。これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から、皆さんの大切な命や貴重な財産を奪います。

万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、「住宅防火 いのちを守る**10のポイント（4つの習慣・6つの対策）**」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

### ◆4つの習慣

- ①寝たまゝでは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### ◆6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類やカーテンは防炎品を使用する。
- ④火災をさしつかえするために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### 山火事に注意を！

～山火事を 防ぐあなたの 心がけ～

山間部の雪解けが一層進み、空気が乾燥するこの時期は、1年のうちで最も山火事が発生しやすい季節です。貴重な森林を山火事から守るために、火の取扱いに十分注意してください。



問 弘前消防本部予防課 ☎32-5104 または、最寄りの消防署、分署へ



●市公式SNSで旬な話題をリアルタイムで！

広報で掲載しきれない写真やシティプロモーション活動など、日々発信しております。ぜひご覧ください♪

＼いいね！フォローよろしくお願いします！／



## 松くい虫被害・ナラ枯れ被害の予防に、ご協力をお願いします

### 【松くい虫被害とは？】

マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれるマツノザイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することによってマツが枯れる伝染病で、県内では深浦町と南部町で被害が発生しています。



### 【ナラ枯れ被害とは？】

カシノナガキクイムシという昆虫が運ぶナラ菌によってミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病で、県内では弘前市、西目屋村、五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、中泊町の7市町村で被害が発生しています。



これらの被害が、県内各地で発生するようになると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、本県が誇る自然景観などに大きな影響を与えます。

このため、以下の3点について大切な森林資源を次の世代へ引き継ぐため、市民の皆さまのご協力をお願いします。

#### ①伐採に注意

マツノマダラカミキリとカシノナガキクイムシは、それぞれマツとナラ類を伐採した際に発生する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期（6～9月）には、マツとナラ類を伐採しないようにしましょう。

#### ②未被害地の木の利用を

マツ丸太やマツ苗木、ナラ丸太を被害地から持ち込むと、松くい虫被害やナラ枯れ被害を呼び込む可能性があるため、県内の未被害地のものを利用しましょう。

#### ③葉の変色・枯れ葉に注意

松くい虫被害やナラ枯れ被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹、山林など、身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら、下記のいずれかへお知らせください。

問 農林課 農林整備係

中南地域県民局地域農林水産部 林業振興課 ☎33-3857、弘前地方森林組合 ☎28-3305

## 国民年金通信



### ◆令和4年度の国民年金保険料は、 月額1万6,590円です

保険料は、毎年度改定されますが令和4年度は前年度より20円引き下げられ、月額1万6,590円となります。保険料は日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の納付書により翌月の末日までに納めてください。

### ◆令和4年度は年金額が引き下げられます

令和4年度の年金額は、令和3年度から0.4%の引き下げとなります。  
令和4年度の年金額による支払いは、4月分の年金が支払われる6月からとなります。

令和4年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和4年度（月額）
国民年金 (老齢基礎年金(満額)1人分)	64,816円 ※令和3年度は65,075円

### ◆国民年金保険料を前納すると割引があります

国民年金は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納割引制度」があります。

前納の種類	毎月納付する場合	現金納付で前納(割引額)
6か月前納 (令和4年4月～9月分)	99,540円	98,730円 (△810円)
1年前納 (令和4年4月～令和5年3月分)	199,080円	195,550円 (△3,530円)
2年前納 (令和4年4月～令和6年3月分) ※令和5年度保険料を月額16,520円で計算	397,320円	382,780円 (△14,540円)

※現金納付による6か月・1年の前納用の納付書は4月上旬に送付されます。2年の前納用の納付書の発送はお申込みが必要です。

また、現金納付による前納のほかに、口座振替やクレジットカード払いによる前納割引制度もあります。



問 弘前年金事務所 ☎27-1339、国保年金課 年金係